

北海道受動喫煙防止対策推進プラン（案）【案】の作成に向けた検討資料

○「素案」に関する「道民の健康づくり推進協議会」、「道民意見提出手続」、「道議会での議論」を踏まえ整理

No.	「素案」の項目	頁	「素案」に対する意見等			「案」の作成に向けた方向性	
			パブリックコメントにおける主な意見		道議会における議論	事務局の考え	本文修正の有無
			道民の健康づくり推進協議会 [令和3年度第1回]	道民意見提出手続(6/16～7/15) [中間取りまとめ]			
1	第4 受動喫煙による健康影響 「受動喫煙によってリスクが高まる病気」	P2	/	<ul style="list-style-type: none"> ●いつも「たばこ」が悪者扱いされているが、ハッキリたばこの副流煙が原因で死亡したと分かる事例があったのか。 ●受動喫煙による健康影響の推計値について大変疑問に感じている。望まない受動喫煙を生じさせないことには賛成であり、そのためには、喫煙可能場所と禁止場所とを定めることが必要。 	調整中	<ul style="list-style-type: none"> ●データの出典は、厚生労働省の検討会や研究事業の報告書であり、推進プラン（素案）には国が作成した図表等を掲載している。 ●喫煙が可能な場所と禁止である場所については、健康増進法で定められており、法の概要は推進プランの後段に参考資料として添付している。 	-
2	第5 道内の現状 「1 喫煙の状況」	P2	/	<ul style="list-style-type: none"> ●今回の意見募集は受動喫煙防止対策についてであり、当然他の計画で考えられていると思うが、道内の喫煙率が全国的に見ても高いので、まずはそこを減らす必要があるのではないか。 		<ul style="list-style-type: none"> ●喫煙率の低下に向けては、健康増進計画等に基づき、たばこをやめたい人が身近な地域で禁煙支援を受けやすい環境づくりに引き続き取り組んでいく。 	-
3	第5 道内の現状 「2 公共施設等における受動喫煙防止対策の状況」	P2	/	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設等での受動喫煙防止対策についても、今回の条例の制定に伴い一層推し進められることを望む。特に第一種施設や市町村が管理する施設は100%実施していることが必要なのではないか。 		<ul style="list-style-type: none"> ●第一種施設は、健康増進法に基づき、屋内は禁煙にする必要があることから、未実施である施設に対し、適切に指導等を行っていく。 ●市町村管理施設における受動喫煙防止対策は、各市町村において積極的に取り組んでいただく必要があり、道内の取組状況について毎年度調査を実施し、好事例を情報提供するなど、市町村の取組を支援していく。 	-
4	第7 受動喫煙防止対策に関する具体的施策 「1 普及啓発」	P4	/	<ul style="list-style-type: none"> ●ポスターやリーフレットの配布等について、喫煙者に対する意識啓発に最も効果的なのは喫煙所への掲示であると考えられる。義務付けるまではできなくても、喫煙所への掲示に努めるようにしてほしい。 		<ul style="list-style-type: none"> ●国や道が作成したポスター・リーフレット等を配布する際には、施設の掲示板、エレベーター内、喫煙場所など、より多くの方にご覧になっていただける場所への掲示を働きかけていく。 	-

No.	「素案」の項目	「素案」に対する意見等			「案」の作成に向けた方向性			
		頁	パブリックコメントにおける主な意見		道議会における議論	事務局の考え	本文修正の有無	
			道民の健康づくり推進協議会 [令和3年度第1回]	道民意見提出手続(6/16～7/15) [中間取りまとめ]				
5	第7 受動喫煙防止対策に関する具体的施策 「1 普及啓発」	P4	●主な施策「妊婦の普及啓発」の内容のうち、「健康影響を減らす」という部分を「健康被害を無くす」と記載する方が明確。		調整中	●条例の基本理念に則り、「健康影響を減らす」を「健康被害を無くす」に修正する。 ※記載場所を「1 普及啓発」から「2 学習機会の確保」に変更する。	あり	
6		●妊婦や胎児等への受動喫煙による影響を減らすのであれば、「妊婦への普及啓発」ではなく、家庭や職場等の「妊婦を取り巻く環境への働きかけ」に関する施策が必要。	●受動喫煙防止対策を進めるためには家庭への普及啓発が重要。			●条例の基本理念に則り、主な施策に「子どもや妊婦を取り巻く環境への働きかけ」を追記する。	あり	
7	第7 受動喫煙防止対策に関する具体的施策 「2 学習機会の確保」	P5		●未成年者への受動喫煙防止に関する講座の実施は不要。			●健康増進法及び道条例に基づき、子どもには特に配慮して受動喫煙防止対策を推進する必要があることから、道としては、未成年者等に対する受動喫煙防止に関する講座等を実施していく。	—
8	第7 受動喫煙防止対策に関する具体的施策 「3 市町村及び事業者等の取組の促進」	P6		●受動喫煙防止対策は、各市町村ではなく、道庁がしっかり取り組むべき。			●望まない受動喫煙の防止については、健康増進法において、地方公共団体(都道府県・市町村)の責務が規定されており、道としては、今後も市町村と連携を図りながら受動喫煙防止対策を推進していく。	—
9	第7 受動喫煙防止対策に関する具体的施策 「4 実施状況の調査」	P7		●施設種別に関わらず、「敷地内禁煙」、「施設内禁煙」等、喫煙可能レベルの調査を実施すべき。			●道では、令和2年度に第一種施設、第二種施設及び飲食店等を対象に「敷地内禁煙」や「屋内禁煙」等の受動喫煙防止対策に関する調査を実施し、その結果をホームページで公表している。	—
10	第7 受動喫煙防止対策に関する具体的な施策 「5 体制の整備」	P7		●協議会に参集する専門家や関係機関は、禁煙推奨が激しすぎるので、もっとフラットな立場の人を構成員に入れてほしい。			●「受動喫煙防止対策専門部会」には、北海道商工会連合会、北海道商工会議所連合会、北海道生活衛生同業組合連合会、日本たばこ産業(株)北海道支社など、幅広い分野の団体等に参画いただいている。	—

No.	「素案」の項目	「素案」に対する意見等			「案」の作成に向けた方向性		
		頁	パブリックコメントにおける主な意見		道議会における議論	事務局の考え	本文修正の有無
			道民の健康づくり推進協議会 〔令和3年度第1回〕	道民意見提出手続(6/16～7/15) 〔中間取りまとめ〕			
11	第8 法と連動した受動喫煙防止の取組の推進 「飲食店等における標識の掲示」	P9		●喫煙可能に関するステッカーをもっと普及すべき。吸える場所を提供することで、喫煙者はそこに集まるので、吸えないの棲み分けに必要なお金を出せば、望まない受動喫煙を防止できるのではないか。		●喫煙専用室等に掲示する標識については、国から示された例を参考にして道独自で様式を作成し、加工可能なデータとしてホームページで公表している。 また、道条例に基づき、店内を禁煙とする飲食店等が掲示するステッカーについては、道において作成し、飲食店等に配布している。	—
12	第8 法と連動した受動喫煙防止の取組の推進 「適切な分煙環境の整備」	P9		●望まない受動喫煙防止のため、分煙環境づくりを積極的に推進すべき。 ●地方たばこ税を活用した屋外分煙施設の整備を推進すべき。 ●喫煙所を集中しないように数多く設置することが結果的に受動喫煙防止につながる。行政の責任で数多くの喫煙所整備を望む。 ●たばこには税込以上医療費等の損失があり、たばこ税の活用を名目とした道や市町村による喫煙所設置には反対。		●受動喫煙防止対策を推進する上で、適切な分煙環境を整備することが重要であることから、飲食店等に対して国の「受動喫煙防止対策助成金」等の活用を周知するほか、市町村に対しては、屋外分煙施設の整備に係る地方財政措置等に関する情報提供を行っていく。	—
13	第9 その他の取組 「歩きたばこ等の防止」や「サードハンドスモークへの対応」	P9	●「サードハンドスモーク」という言葉は一般にはまだ浸透していないと思われるため、厚生労働省のホームページと整合性を図り、「三次喫煙(サードハンドスモーク)」にすると理解が得やすい。	●サードハンドスモークの言葉の意味や内容を分かりやすく記載してほしい。	調整中	●厚生労働省のホームページとの整合性を図り、「三次喫煙(サードハンドスモーク)」に修正する。	あり
14			●条例で規定していない「歩きたばこ等の防止」や「サードハンドスモークへの対応」の取組は是非進めてほしい。	●サードハンドスモークは、健康影響がまだ明らかになっていないのに、道の計画に記載し周知することは、健康への悪影響があるという誤解を招くことが危惧されるので削除すべき。 ●サードハンドスモークは、受動喫煙には該当しないものであり、道の受動喫煙防止に関する計画に記載すること自体「適切な情報の周知」にならないので削除すべき。 ●サードハンドスモークは、残留受動喫煙とも呼ばれる受動喫煙に深く関わる新たな概念であり、受動喫煙防止対策と一体的に取組を進めるべき。 ●サードハンドスモークを考慮し、たばこを吸った後、15分間はエレベーターに乗り込まないようにすべき。		●サードハンドスモークは、受動喫煙の防止と合わせて、様々な研修会やホームページ等において健康影響等に関する情報が発信されているが、厚生労働省においては、研究がまだ少なく、健康影響についてもまだ明らかでないとしている。道では、このような状況を踏まえ、受動喫煙防止対策に関連するその他の取組として、厚生労働省のホームページなど、適切な情報を周知していく。	—

No.	「素案」の項目	「素案」に対する意見等			「案」の作成に向けた方向性		
		頁	パブリックコメントにおける主な意見		道議会における議論	事務局の考え	本文修正の有無
			道民の健康づくり推進協議会 [令和3年度第1回]	道民意見提出手続(6/16～7/15) [中間取りまとめ]			
15	第9 その他の取組 「歩きたばこ等の防止」 や「サードハンドスモークへの対応」	P9		●道のポイ捨て条例の「吸い殻入れを携帯していないときは」の規定が、逆説的に携帯灰皿があれば吸っても良いと捉えられてしまう。受動喫煙防止対策推進のためには、こういった喫煙者の意識を変えさせる取組が必要。		●健康増進法では、「喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。」と規定されており、道立保健所等が実施する地域説明会のほか、ポータルサイトやSNS等により、普及啓発を行っていく。	—
16	第10 数値目標	P10	●「学習機会の確保」は、道として実施する内容と理解したが、数値目標は実施した市町村数になっている。道としての目標はどこにあるのか。			●道の受動喫煙防止対策として、小学校等を対象とした未成年者喫煙防止講座の実施や市町村が実施する健康イベント等への協力など、市町村と連携を図りながらこの数値目標の達成に向けて取り組んでいく。	—
17			●数値目標に「路上喫煙を禁止する条例を制定している市町村数」を加えるべき。		調整中	●条例は、都道府県や市町村が地域の实情に即し、議会での議決をもって制定されるものであり、地方公共団体として対等の関係にある市町村について、条例制定に係る数値目標を設定することは馴染まないと考える。	—
18			●数値目標に「敷地内完全禁煙の施設割合」を加えるべき。			●条例では、20歳未満の子どもが利用する学校等の敷地内における受動喫煙防止措置について規定し、推進プランでその数値目標を設定しているが、その他施設については、条例で同様の規定は設けていないため、数値目標は設定しない。	—
19			●100%となる目標数値には反対する。			●「学校等の敷地内における受動喫煙防止措置」と「禁煙としている飲食店等における禁煙表示」については、条例では義務規定としていることから、いずれも100%の達成を目指す。	—
20	その他	—	●コロナ禍を踏まえた受動喫煙対策が盛り込まれておらず危機意識が欠如している。			●第7の「2 学習機会の確保」に、コロナ禍においても、受動喫煙防止対策に関する学習の機会を確保するため、本年度、健康教育資材(DVD)を作成し、道及び市町村等が実施する健康教育等において活用することを記載している。	—